

2023年度 いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、町田市の「いじめ防止基本方針」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I 学校いじめ防止基本方針

基本方針1 いじめを「防ぐ」

(1) 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子供たちに理解させる。また、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ② 情報モラル教育の推進

(2) 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

道徳の授業では、子供たちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ① 道徳授業地区公開講座の充実
 - ・系統的、段階的な指導
 - ・自尊感情を育み自他の生命を尊重する態度の育成
 - ・人権意識や規範意識、公共心の育成
- ② 「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進

(3) 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子供たちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ① 異学年交流活動 「縦割り班活動」
- ② 児童会活動 「ユニセフ募金活動」（7月）
- ③ 福祉体験活動 （総合的な学習の時間）
- ④ PTA との花壇活動（総合的な学習の時間）
- ⑤ 学校ビオトープを活用した自然体験活動（各教科）
- ⑥ 部活動…合唱団
鶴二自然クラブ（課外活動）
- ⑦ 地域との交流活動

基本方針2 いじめに「気付く」

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。子供たちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応する。

(1) 実態把握

- ①「心のアンケート」の実施・結果の活用
- ②いじめ対応チーム定例会（月1回）
- ③「町田市いじめ防止基本方針（改訂版）」
「4 学校の取組（1）いじめを「防ぐ」、（2）いじめに「気付く」、
① いじめられている側のサイン・②いじている側のサイン」の活用
- ④子供たちとの個別面談（スクールカウンセラー、各担任）

(2) 教育相談

- ①相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくりと場の設置（相談室等）
- ②スクールカウンセラーの活用・充実
- ③相談窓口の紹介（手紙や学校便り、ホームページを通して）

基本方針3 いじめから「守る」

(1) 早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子供の悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

(2) 関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。

- ①いじめ対応サポートチーム（指導課）
- ②教育相談（教育センター）
- ③スクールソーシャルワーカー（教育センター・指導課）
- ④学校サポートチーム（スクールボード）
- ⑤町田警察署、南大沢警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所
- ⑥民生・児童委員

Ⅱ いじめ対応の具体的な取組

初期対応の流れ	取組
<p>1 いじめの発見・認知</p> <p>2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学級担任、教職員による観察 ○子供・保護者の訴え ○「心のアンケート」、「お手紙ボックス」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに主任教諭、主幹教諭、校長・副校長に報告
<p>3 事実確認と情報収集及び関係保護者への連絡・説明</p> <p>※ 訴えには、 「あなたを全力をあげて守る。」「お子さんを全力で守る。」のメッセージを伝える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子供、関係者からの聞き取り <ul style="list-style-type: none"> □話しやすい人や場所等の配慮する □複数の教職員で聞き取る □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
<p>4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○会議等で情報共有（指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーとの連携
<p>5 子供への指導及び保護者との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者（いじめられた子供）へ 徹底して味方になる。表面で判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子供）へ いじめの背景を理解し、行為については毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子供）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子供とともに真剣に取り組む姿勢を示す。
<p>6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子供等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

Ⅲ いじめ対応の組織

いじめ対応チーム

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】（校務分掌組織図に位置付ける）

校長	○	副校長	○	生活指導主任	○
主幹	○	教務主任	○	スクール カウンセラー	○
特別支援教育 コーディネーター	○	経営支援主任	○	養護教諭	○

※ 必要に応じて、いじめ対応サポートチーム（指導課）スクールソーシャルワーカーと連携する。

※ 毎月の定例会には、ほかに各学年の担任1名が参加し、情報共有をする。

Ⅳ 重大事態への対処

重大事項の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・「一」に該当する事案について

- (例)
- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な損害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合など

・「二」に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。

・「一」、「二」に共通すること

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

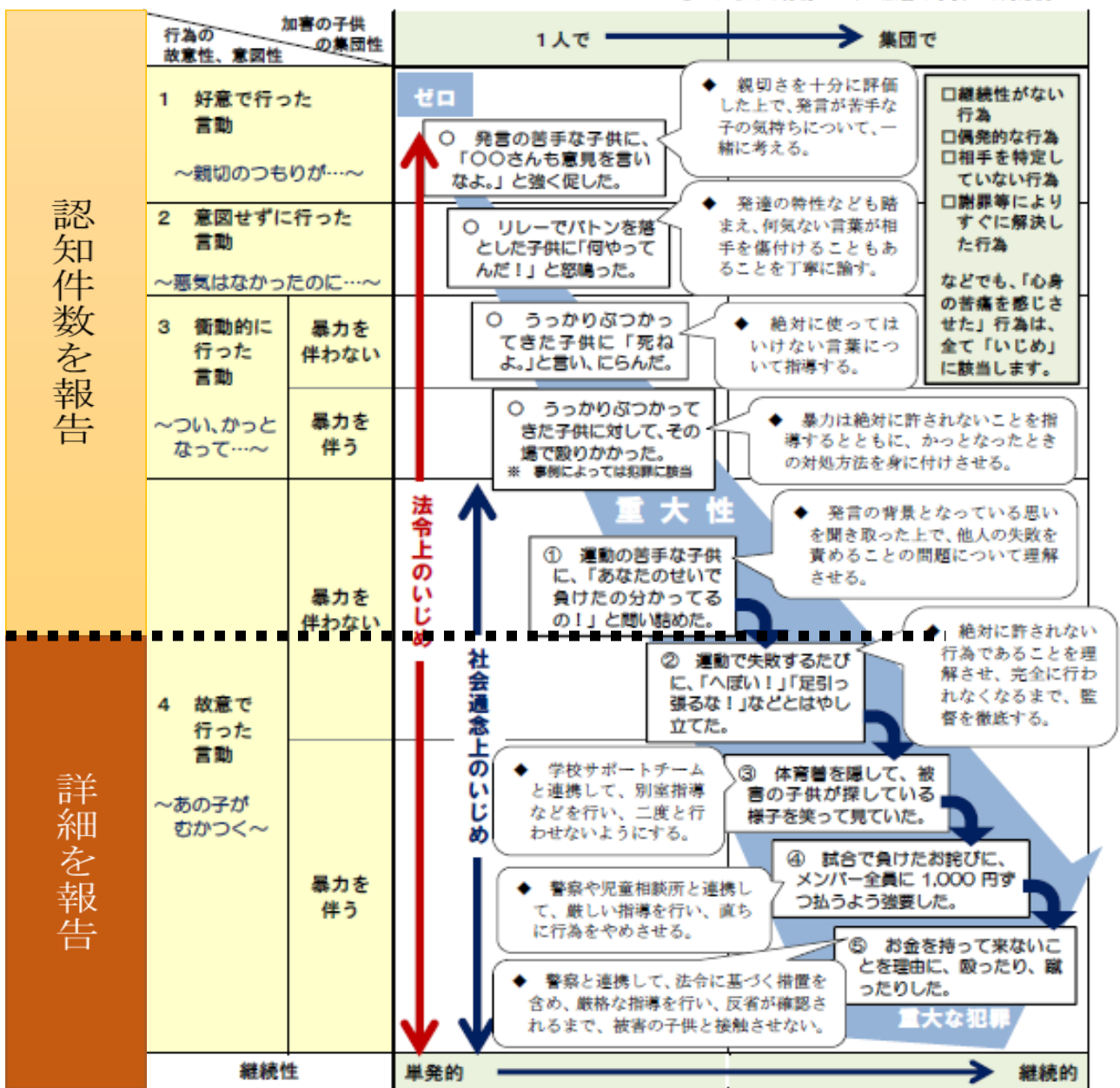
(1) 被害児童の安全確保、不安解消のための支援

① 組織的対応による 安全確保と不安解消	○組織体制 ・全教職員の総力により、登校から下校までの見送り体制を整える。 ・被害児童の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで継続的な支援を続ける。
② 保護者への説明	○対応方針及び対応経過の説明 ・調査の結果等の情報を被害児童の保護者に提供する。 ・調査結果に基づき、安心して学校生活を送れるようにするための支援の方策を、保護者に説明したり、意見を聴取したりして理解を得ながら改善を図る。
③ 外部人材や関係機関 との連携	○身体への被害 ・医療機関と連携し、完全に治癒するまでの状況を確認する。 ○財産への被害 ・警察の方針を踏まえ、必要に応じて学校または教育委員会と加害児童及びその保護者とが十分に協議し適切に回復する。 ○精神的な被害 ・保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。
④ 教育センター (適応指導教室) との連携	○不登校児童への支援 ・教育センター(適応指導教室)と連携し、児童の実態に応じて長期的な視野に立った総合的な支援を行う。 ・学校復帰のための支援 ・学力を身に付けさせる支援 ・将来の自立に向けた社会性を身に付けさせる支援

(2) 加害児童の更生に向けた指導及び支援

① 複数の教員による 指導	○組織体制 ・「いじめは絶対に許されない」という全教職員の共通理解の下、毅然とした態度で指導し、再発を防止する。 ・教職員やスクールカウンセラーの面接等を通して、更生のための支援を行う。 ・必要に応じて別室での学習を行う。
② 保護者、関係機関と の連携	○保護者への説明や協力関係の構築 ・指導や対応方針を説明し、理解を得る。 ○警察や児童相談所等と連携した更生への支援 ・重大性が高い場合には、関連機関と連携して更生への支援を行う。

(3) 重大性の段階に応じたいじめの類型 (例)



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。
 ※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

① 運動の苦手な子供に、「あなたのせいで負けたの分かってるの!」と問い詰めた。

- ② 運動で失敗するたびに、「へばい!」「足引っ張るな!」などとはやし立てた。
- ③ 体育着を隠して、被害の子供が探している様子を笑って見ている。
- ④ 試合で負けたお詫びに、メンバー全員に1,000円ずつ払うよう強要した。
- ⑤ お金を持って来ないことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。

重大性に発展する前兆

